



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年5月18日(金) 第9600号

## 目次

ページ

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○同	2
○同	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○道路の供用開始(同)	4

### 公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課)	5
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課)	5
○都市計画特定用途制限地域の変更に係る縦覧(都市計画課)	6
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	6
○同	7
○開発工事の完了(建築課)	7

### 落 札

○落札者等の決定(会計課)	7
○同(県央第一水道事務所)	8

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 館林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 館林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び館林市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### ◎群馬県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### ◎群馬県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	榛名山箕郷線	高崎市箕郷町西明屋字道具屋敷462	前	5.1～12.7	91.0

	番の1地先から同市同字法峯寺前206番の6地先まで	後	7.2~12.8	91.0
--	---------------------------	---	----------	------

## ◎群馬県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	榛名山箕郷線	高崎市箕郷町西明屋字道具屋敷462番の1地先から同市同字法峯寺前206番の6地先まで	平成30年5月18日

## ◎群馬県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町西明屋字椿山194番の5地先から同市同字同195番の5地先まで	前	9.8~15.2	61.1
			後	11.5~19.5	61.1

## ◎群馬県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

--	--	--	--	--

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町西明屋字椿山194番の5地先から同市同字同195番の5地先まで	平成30年5月18日

## ■ 公 告

群馬県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年群馬県規則第27号）第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 試験日時 平成30年10月28日（日）午後2時から午後4時まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県公立大学法人県民健康科学大学
- 3 試験の種類
  - (1) 一般
  - (2) 農業用品目
  - (3) 特定品目
- 4 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - (2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（筆記方式）
- 5 受験手数料 10,700円（群馬県証紙又は払込書による。）
- 6 試験願書
  - (1) 願書配布 平成30年7月2日（月）から群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において願書を配布する。
  - (2) 願書受付 平成30年9月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の期間、県内の各保健福祉事務所及び中核市の保健所において願書を受け付ける。
  - (3) 願書の受付方法 願書は、前記(2)の受付場所に持参すること。ただし、県外居住者にあつては郵送を認め、平成30年9月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課又は県内の各保健福祉事務所にすること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成30年5月7日

## 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社榎本鉄工所	北群馬郡榛東村大字山子田415	代表取締役 榎本康治	群馬県知事許可（般-28）第6818号

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- (2) 期間 平成30年5月14日から同月16日までの3日間

4 処分の原因となった事実 株式会社榎本鉄工所は、平成27年3月28日に、専任技術者であった者が死亡したことにより、「土木一式」及び「とび・土工」の許可が失効した状態であったにもかかわらず、平成28年10月7日付け群馬県北群馬郡榛東村発注の「平成28年度公共下水道事業28-1工区管渠築造工事」に係る指名通知書に対し応札し、これを請け負った。

また、当該業者が再度「土木一式」及び「とび・土工」の許可を取得した平成29年3月10日までの間に、榛東村より、工事金額が500万円を超える複数の土木一式工事の指名を受け、これに応札していたことが確認できた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画特定用途制限地域 前橋勢多地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年5月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 JR前橋駅周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年5月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 下大島東地区、五代南部団地地区、亀里地区、東大室地区及び多田山産業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年5月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字板井字八反田139-1	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原1644番地1 伊澤章司
2	邑楽郡邑楽町大字中野字荒神867-4、868-5	邑楽郡邑楽町大字石打3番地34 遠藤崇由、遠藤明日香
3	邑楽郡邑楽町大字中野字下宿4553-1、4555-1、4555-2、4555-3、4556-1、4559-1、4559-11、4560-1、4560-4、4560-9、4560-11、4560-13、4560-14	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木宏憲
4	佐波郡玉村町大字飯塚341-1、343-1、344、345、346-1	佐波郡玉村町大字飯塚328番地 株式会社群馬フェリーチェ学園 代表取締役 田村正幸

## ■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県財務会計システム運用保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1

号

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年5月7日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市天川大島町1125番地
- 5 随意契約に係る契約金額 855,397,972円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

---

次のとおり落札者を決定した。

平成30年5月18日

群馬県県央第一水道事務所長 齋藤真人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約) 年間予定調達数量 1,000,000kg
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県央第一水道事務所 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 鶴星商事株式会社 群馬県高崎市上並榎町236
- 5 落札金額 19.3円/kg
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年2月9日
- 8 契約方法 単価契約

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---